

三宅島火山活動検討委員会設置要綱

制定	平成12年9月26日 12総災防第343号
改正	平成13年3月27日 12総災防第738号
改正	平成15年3月31日 14総災防第768号
改正	平成16年1月26日 15総防管第1537号
改正	平成17年2月15日 16総防管第1912号
改正	平成17年4月1日 16総防管第2158号

(設置)

第1 三宅島における火山活動への対応をより一層適切に行うため、「三宅島火山活動検討委員会」を設置し、伊豆諸島(三宅島)の火山の観測又は研究を行っている各分野の専門家から意見等を求め、火山防災対策等の判断の参考に資するものとする。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 火山活動の現状分析(噴石、火山ガス等)
- (2) 今後の火山活動についての予測
- (3) その他専門家の意見を必要とする事項

(構成)

第3 委員会は、別表の委員で構成する。

(座長)

第4 委員会に座長を置く。座長は委員の互選により選任する。

2 座長は会務を主宰する。

(召集等)

第5 委員会は座長が召集する。

2 座長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第 6 委員会の庶務は、総務局総合防災部において処理する。

(補 足)

第 7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 9 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別 表)

所 属	氏 名	専 門
東京大学地震研究所教授	<small>な か だ せ つ や</small> 中 田 節 也	火山学
京都大学大学院理学研究科教授	<small>か ぎ や ま つ ね お み</small> 鍵 山 恒 臣	火山学
東京工業大学教授	<small>ひ ら ば や し じ ゅ ん い ち</small> 平 林 順 一	火山化学(ガス)
東京大学地震研究所教授	<small>お お く ぼ し ゅ う へ い</small> 大久保 修 平	測地学
東京都防災専門員(主任)	<small>さ さ い よ う い ち</small> 笹 井 洋 一	地球電磁気学

